

議案

第十七号

職員団体の業務にもつげら従事する職員に関する条例の一部を改正する条例について

職員団体の業務にもつげら従事する職員に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出



三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年参月拾八日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第三五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」という」を削り、「第三十五条及第五十二条第五項」を「及び第二十四条第六項」に改める。

第三条第二項中「勤務地手当」を削る。

第四条中「左に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第一項第三号中「事由を「理由」に改める。

#### 附則

この附則は、公布の日から施行する。  
条例